

寝屋川市屋外広告物ガイドライン（概要版）

1. 本ガイドラインの活用

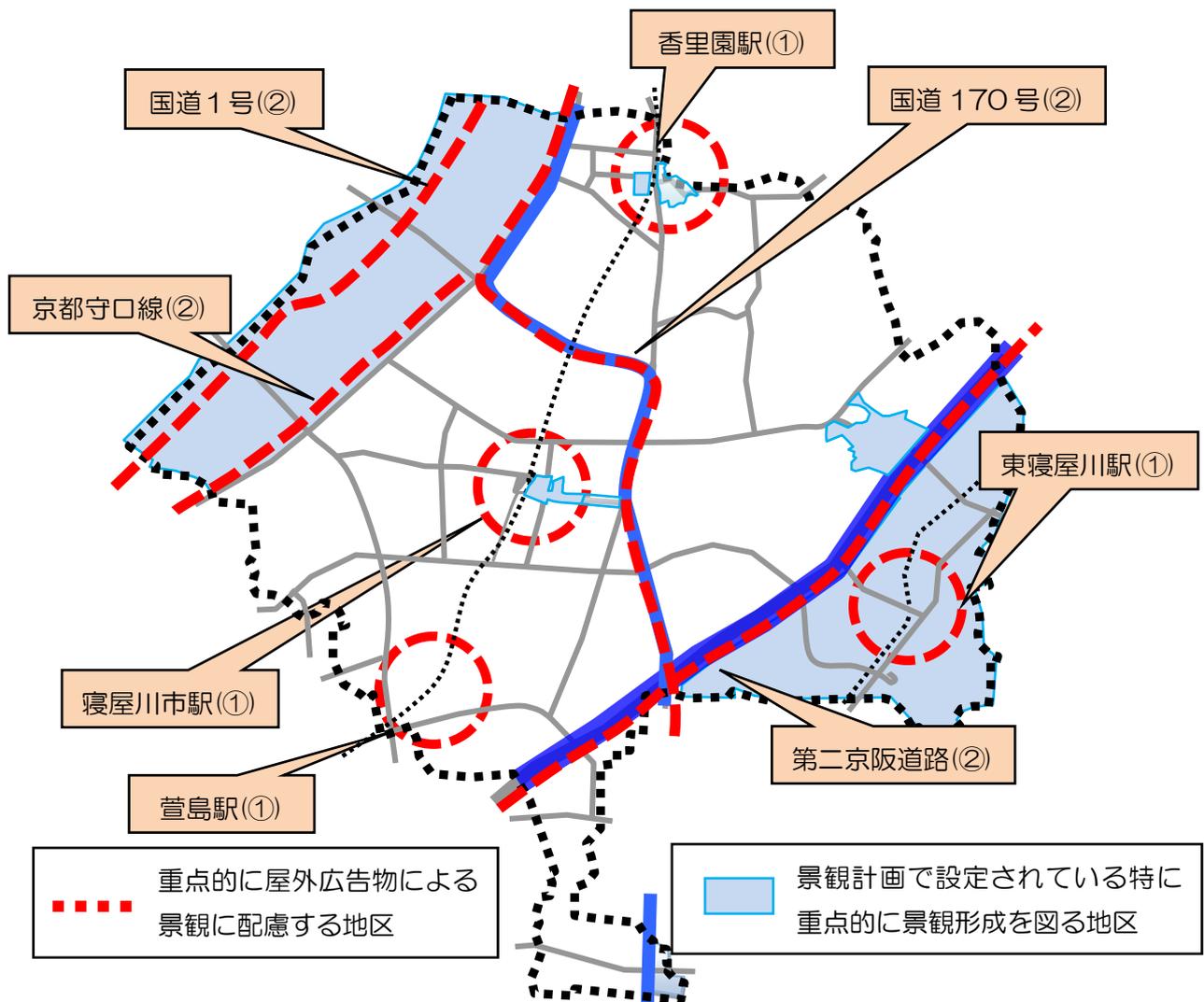
寝屋川市では、屋外広告物の設置に関して、計画段階からの事前相談や、各種法定手続きの協議に応じています。屋外広告物の設置を検討する際には、本ガイドラインの内容をご理解いただき、「屋外広告物のてびき」とともに、屋外広告物の設置計画や設計に反映いただきますようお願いいたします。

2. 本ガイドラインが対象とするもの

寝屋川市では全域が景観計画区域に指定されており、本ガイドラインにおいても市内全域を適用対象地区としています。また、屋外広告物の設置にあたっては、市内全域が原則として許可申請の対象となります。ガイドラインでは、屋上広告物、壁面広告物などの種類別に望ましい設置のあり方について記載することと併せ、屋外広告物を見る側の感じ方は設置される地区によって大きく異なることから、重点対象地区として地区の特性に応じた配慮事項を記載しています。重点対象地区については、寝屋川市景観計画で設定されている特に重点的に景観形成を図る地区をもとに、①駅周辺地区、②沿道幹線沿い地区について選定しています。

① 駅周辺地区…寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅、東寝屋川駅の周辺

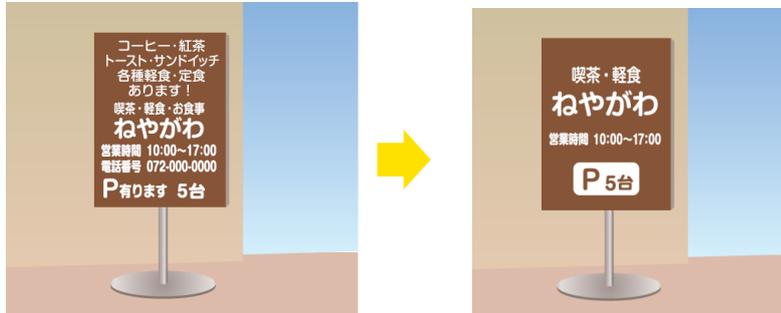
② 沿道幹線沿い地区…京都守口線、国道1号、国道170号、第二京阪道路の周辺



3. 共通ガイドライン

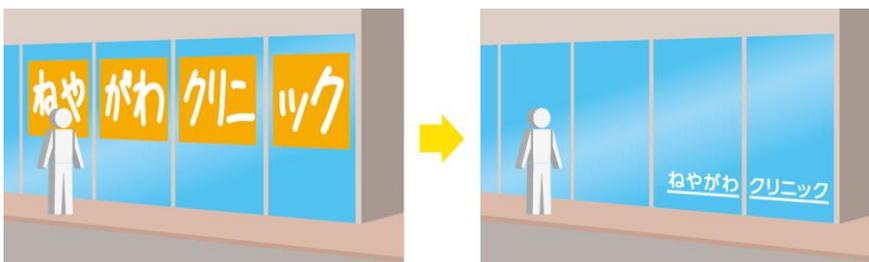
- 表現を最小限にする

表示内容が多すぎると伝えたい内容がかえってわかりにくくなります。要点をしぼって簡明な表現とるようにしましょう。



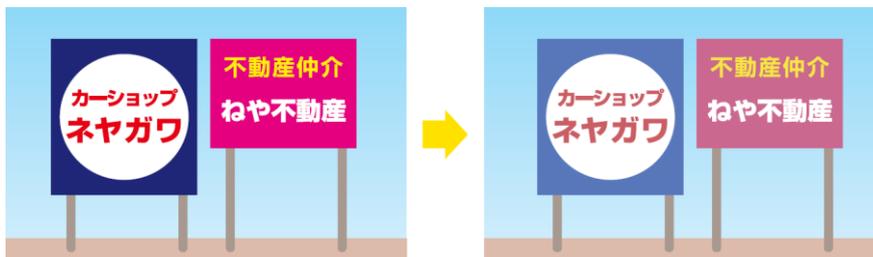
- 簡潔で控えめな表現とする

大きくて威圧的な表現よりも、控えめでもセンスが光る表現の方が人目を引く効果が高いこともあります。余白を上手に使って、簡潔で控えめな表現を心がけましょう。



- 色彩に配慮する

派手な色彩は人目を引きますが、回りの景観に与える影響も大きくなります。彩度を抑える、地の色に原色を使用しない、使う色の数を少なくするなど、少し控えめな色彩を使用しましょう。

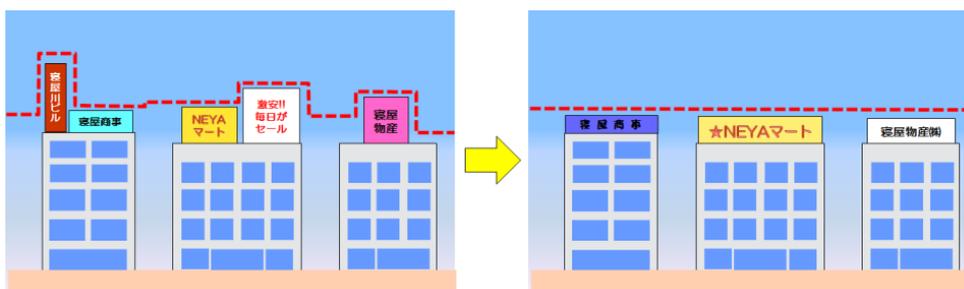


彩度を抑えたり、地の色に原色の使用は控えましょう。色数の使用を控えましょう。



4. 種別別ガイドライン

- 屋上広告物



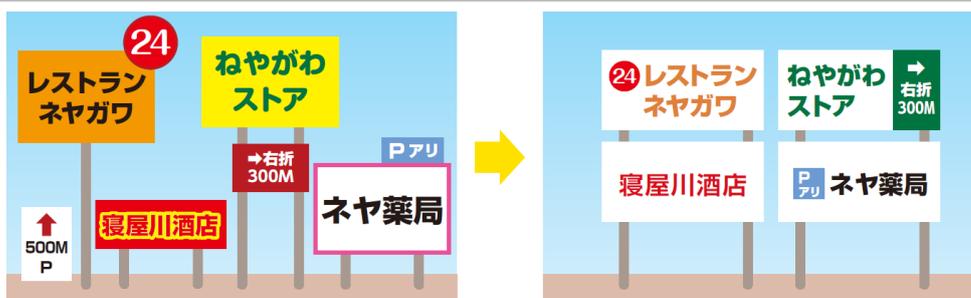
屋外広告物の高さや大きさをそろえると、統一感のあるまちなみとなります。

- 壁面広告物

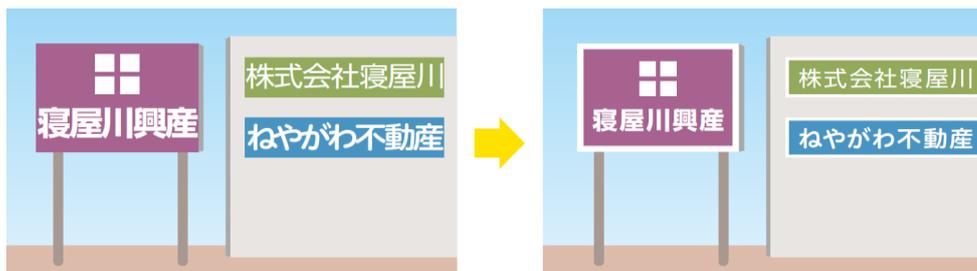


位置、大きさをそろえたり、原色を抑えると、すっきりしたまちなみとなります。

- 広告板(独立広告物)

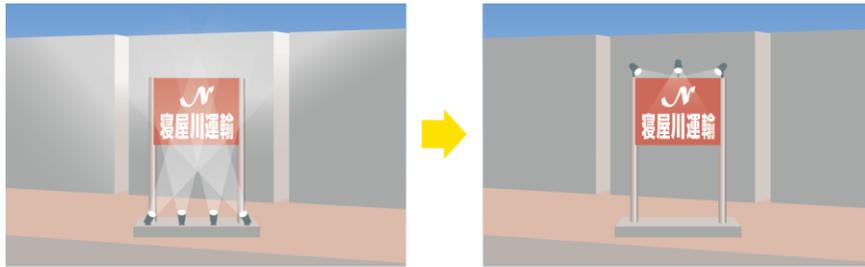


集約化しまとめることで、すっきりするとともに、情報も確認しやすくなります。



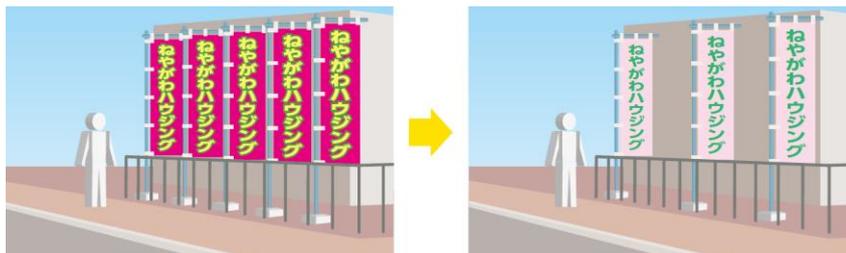
額縁（ライン）を設けたり、余白をとると、落ち着きが生まれます。

- 電飾・照明・液晶広告等



屋外広告物以外に光が当たると、周辺への影響が懸念されます。

- のぼり・旗



設置本数を抑えることで、見通しがよくなり、通行者の安全面にも効果があります。

5. 地域別ガイドライン（基準の目安）

- 寝屋川市駅、香里園西側（商業地域）

屋上広告物・壁面広告物……………表示面積の合計は取り付け壁面の 1/5～1/10 以下。
 突出広告物……………突出幅は取り付け壁面から 0.5m～1 m以内、道路への突出は控える。
 広告板・広告塔・のぼり・旗・はり紙・はり札…原則、設置しない。

- 香里園駅東側、萱島駅、東寝屋川駅（近隣商業地域）

屋上広告物……………原則、設置しない。
 壁面広告物……………表示面積の合計は取り付け壁面の 1/10 以下。
 突出広告物……………突出幅は取り付け壁面から 0.5m 以内、道路への突出はしない。
 広告板・広告塔・のぼり・旗・はり紙・はり札…原則、設置しない。

- 沿道幹線沿い共通（全線に共通）

屋上広告物・壁面広告物……………表示面積の合計は取り付け壁面の 1/5 以下
 突出広告物……………突出幅は取り付け壁面から 1m 以内
 広告板……………交差点周辺での設置は控える。
 広告塔……………高さは 10m 以下とし、街路樹、街路灯とのバランスを考慮する
 のぼり・旗……………歩行者や運転者の視界を妨げない箇所への設置
 はり紙・はり札……………原則、設置しない。